

酒田市総合評価落札方式における継続教育(CPD)及びインターンシップ 受入企業の評価対象期間の特例措置の終了について

これまで、新型コロナウイルス感染症に係る対応として、継続教育（ＣＰＤ）の単位取得期間と、インターンシップ受入企業の評価対象期間について特例措置を行ってきましたが、感染の社会的な影響が低下し、令和5年5月に5類感染症に移行したことから、

特例措置を終了し、下記のとおり従前の運用に戻します。

記

1 特例措置の廃止

以下2点について、評価対象期間を「過去3年度」から「過去2年度」に変更する。

- ・配置予定技術者の継続教育（ＣＰＤ）単位取得
- ・地域貢献活動の建設産業担い手確保・育成企業（技術者・技能者確保のためのインターンシップ受入企業）の受入実績

2 適用年月日

令和7年4月1日以降の入札公告から適用します。